

(平成 16 年 5 月 25 日改正)

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は社団法人で、日本ボイラ協会と称する。
- 第 2 条 この会は、ボイラー及び圧力容器並びにこれに付属する機械器具（以下単に「ボイラー」と呼ぶ）による災害及び大気汚染等を防止し、あわせてこれらの進歩発達と熱経済に資することを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. ボイラーの構造規格、製造及び使用に関する調査研究
  2. ボイラーに関する試験、検査、検定及び鑑定
  3. ボイラー技士その他取扱者に対する指導、啓発及び養成
  4. 災害及び大気汚染等の防止に関する調査研究
  5. 熱源に関する研究及び燃焼指導
  6. 会誌その他図書の刊行
  7. ボイラーの製造及び使用に関する発明、考案の奨励並びに表彰
  8. 見学、視察、講演会及び講習会等の開催
  9. ボイラーに関する品質管理の審査登録
  10. その他必要な事業
- この会は前項の事業に関する事項について、諮問に応じ行政官庁に建議することができる。
- 第 4 条 この会は、事務所を東京都港区新橋 5 丁目 3 番 1 号に置く。
- 第 5 条 この会は、支部を設けることができる。
- 支部を設けるときは、原則として都道府県労働局の所在する都市に設けることとする。

## 第 2 章 会 員

- 第 6 条 会員を分かつて正会員及び賛助会員の 2 種とする。
- 前項の外特別会員を置くことができる。
- 正会員は、ボイラーを製造し又は使用するもの及びボイラーのすえ付その他ボイラー又は熱源に関する業務を営むものとする。
- 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会を援助しようとするものとする。

特別会員は、ボイラーに関する学識経験があつて、この会の事業を援助するもの又はこの会の関係する事業に特別の功績のあるもの及びボイラー技士顕彰受賞者で、理事会の議を経て会長の推せんしたものとする。

- 第 7 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書に入会金及び最初の年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。
- 第 8 条 本会の入会金及び会費は細則で定める。
- 第 9 条 会員は、会長に届け出て退会することができる。
- 第 10 条 会員で次の各号の一に該当するものは、理事会において出席者の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、理事会において議決前に弁明の機会を与えなければならない。
1. 1年以上会費を滞納したもの
  2. 定款又は細則に違反する行為があつたもの
  3. この会の事業を妨害し、又はこの会の名誉をきずつける行為があつたと認められるもの
- 第 11 条 退会者又は除名されたものに既納の会費はこれを返さない。

### 第 3 章 役員及び顧問

第 12 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名以内
専務理事	1 名
常務理事	6 名以内
理 事	会長、副会長、専務理事及び常務理事を含み 30 名以上 35 名以内
監 事	2 名

第 13 条 役員の任期は、2年とし選挙された翌々年の通常総会の終了までとする。

第 14 条 会長は、総会でこれを選挙する。

会長は、理事及び会員の資格を得るものとする。

第 15 条 理事（会長を除く）は、会員（会員が法人である場合は、その代表者の指名する者）の中から総会でこれを選挙する。この場合において正会員以外から選任する理事は、理事現員数の3分の1を超えてはならない。

第 16 条 削除

第 17 条 副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によってこれを定める。

第 18 条 監事は、総会でこれを選挙する。

監事のうち少なくとも1名は、正会員（正会員が法人である場合は、その代表者の指名する者）

でなければならない。

理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

第 19 条 会長は、会務を総理しこの会を代表する。

第 20 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の定める順位に従ってその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

専務理事は通常会務を総括し、会長及び副会長事故あるときは、これを代理する。

常務理事は、担当会務を処理し、専務理事事故あるときは、会長の定める順位に従って、その職務を代理する。

理事は理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき協会の業務を執行する。

第 21 条 削除

第 22 条 監事は、法令の規定により会務を監査する。

第 23 条 この会に顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第 24 条 役員中に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行うこととする。役員は任期満了の場合であっても、後任の役員が選任されるまでの間なおその職務を行うものとする。

補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 議

第 25 条 総会は、これを通常総会と臨時総会に分ける。

総会は、会員を以て構成する。ただし、特別会員は表決に加わることができない。

総会は、会長がこれを招集してその議長となる。

第 26 条 通常総会は、毎年5月に開く。ただし、特に必要ある場合には、理事会の議決によってこれを變えることができる。

第 27 条 会長は緊急にその必要があると認めたときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

会長は、会員の20分の1以上から予め会議の目的とする事項を示して請求があったとき、又は理事会から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

監事は民法第59条第4号の規定に基づき臨時総会を招集することができる。

第 28 条 総会の招集は、少なくとも14日以前にその会議の日時、場所及び目的とする事項を示して、これを会員に通告しなければならない。

臨時総会の招集を必要とする場合にあっては、前項の通告期間を5日以前に短縮することができる。

第 29 条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 役員を選任

2. 事業計画及び収支予算の決定
3. 事業報告及び収支決算の承認
4. 定款変更
5. 解散
6. 重要な財産の処分
7. 会費の賦課及び徴収の方法
8. その他会長が必要と認めた事項

第 30 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ書面を以て表決をなし、又はその表決権の行使を他の会員に委任した会員は、出席者と見なす。

総会の議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第 29 条第 4 号乃至第 6 号に係る議事は、出席者の 3 分の 2 以上の多数を以て決する。

第 31 条 正会員及び賛助会員の表決権は平等とし、1 会員につき 1 とする。

第 32 条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名した出席者 2 名が署名押印して、これを事務所に備えておかなければならない。

1. 会議の日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席会員
3. 議事の経過の要旨
4. 議案別の議決の結果

第 33 条 会長は、会務を行う上に必要と認めたときは、理事会を招集することができる。

理事会を招集するときは会議の日時、場所及び目的を記した書面をもって 7 日前までに通知しなければならない。

会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的及び理由を示して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

第 34 条 理事会は理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

理事会の議長は、会長が、これに当たる。

理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

理事会は、定款に別段の定めのある事項を除き、次の事項を審議議決する。

1. 業務執行の方針
2. 総会に提出する議案
3. 会務の処理に関する諸規定（会費の賦課及び徴収方法に関するものを除く）の制定、変更又は廃止
4. その他会長が必要と認めた事項

理事会の議事録は、第 32 条の規定を準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理

事」と読み替えるものとする

## 第 5 章 事務局、委員、検査員、検定員、及び鑑定員

第 35 条 この会に事務局を置く。

事務局に職員若干名を置く。職員は、会長が任免する。

事務局の組織、その他事務局に関し必要な規定は、別に定める。

第 36 条 この会に、特別事項に関する調査研究のため、委員会を置くことができる。

委員は、会長がこれを委嘱する。

第 37 条 会長は、本会の事業達成のため必要があると認めるときは、検査員、検定員及び鑑定員を置くことができる。

会長は、理事会の議を経て都道府県の所要の地に検査事務所を設けることができる。

第 38 条 事務局は、諸帳簿を整理し、随時会員の要求によりこれを見せなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

第 39 条 この会の経費は、基本金の果実、入会金、会費、寄付金及び事業に伴う収入その他の収入を以て支弁する。

第 40 条 この会は次の各号の資産を以て基本金とする。

1. 基本金に編入の指定を以てなされた寄付金
2. 剰余金その他の収入で総会の議決を経たもの

基本金は、理事会で定めた方法によって、会長がこれを保管する。

第 41 条 基本金は、総会の議決によらなければこれを支出することができない。

第 42 条 予算外の支出は、理事会の承認を要する。

第 43 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第 44 条 会長は理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入・支出することができる。前項の収入・支出は、新たな成立した予算の収入・支出とみなす。

## 第 7 章 支 部

第 45 条 この会は、支部に交付金を出すことができる。

交付金は、総会に提出する予算に明示する。

第 46 条 支部の構成その他の支部に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第 8 章 解散及び精算

第 47 条 この会は総会の議決を経、厚生労働大臣の承認を経て解散する。

第 48 条 この会の解散による残余資産の処分方法については、総会の議決を経、厚生労働大臣の承認を得てこれを定める。

## 第 9 章 雑 則

第 49 条 この定款に定めるものの外定款の施行に必要な事項は細則で定める。

第 50 条 削除

## 附 則

第 4 条に規定するこの会の事務所は、平成 16 年 1 1 月 2 1 日までは、東京都港区浜松町 1 丁目 2 9 番 6 号に置く。

## 社団法人 日本ボイラ協会定款細則

- 第 1 条 この会の正会員は、同時に支部の会員とするを原則とし、入会は支部を通ずるものとする。
- 第 2 条 会員の級別の基準及び入会金並びに会費は、別紙の通りとする。
- 第 3 条 会費は、1 ヶ年分を4月中に納めるか、又は4月から9月に至る半ヵ年分を4月中に、10月より翌年3月に至る半ヵ年分を10月中に納めるものとする。年度の中途に入会したものの会費は、月割で計算し、その期または半期分を入会の月に納めるものとする。
- 第 4 条 削除
- 第 5 条 役員は、名誉職とする。ただし、特別な場合には有給とするかまたは報酬を出すことができる。
- 第 6 条 寄付に関する事項は、理事会の議を経なければならない。
- 第 7 条 会長は、予め役員候補を選んで会員の選考に供することができる。
- 第 8 条 ボイラー又は、圧力容器の鑑定を受けようとするものは、要件をなるべく詳しく書いて本会に申出ることとする。
- 前項の鑑定を本会で承認した場合には、手数料を納めなければならない。手数料は別に定める。

(定款細則別紙)

## 会員の級別基準及び会費

	ボイラー等製造者	ボイラー等設置者	ボイラー等据付業者 ボイラー等整備業者	そ の 他	ボイラーの 周辺機器製造 ・販売者等	会費年額
特 級	① ボイラー製造年間 25 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 50 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 10,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間合計 1,000 基以上	① ボイラーの伝熱面積合計 500 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 30 基以上	① ボイラー及び第一種圧力容器の据付年間 100 基以上 ② ボイラー及び第一種圧力容器の整備年間 800 基以上	① 一級以上の会員を全国に合計 3 以上有する本社 ② 二級以上の会員を全国に合計 4 以上有する本社 ③ 正会員を全国に合計 5 以上有する本社	ボイラー等に関する水処理、薬剤、自動制御機器、燃焼装置、公害防止機器等の製造・販売を行う事業者	48,000 円
一 級	① ボイラー製造年間 15 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 25 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 5,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間合計 500 基以上	① ボイラーの伝熱面積合計 250 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 15 基以上	① ボイラー及び第一種圧力容器の据付年間 70 基以上 ② ボイラー及び第一種圧力容器の整備年間 600 基以上	① 一級以上の会員を全国に合計 2 以上有する本社 ② 二級以上の会員を全国に合計 3 以上有する本社 ③ 正会員を全国に合計 4 以上有する本社		30,000 円
二 級	① ボイラー製造年間 10 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間合計 200 基以上	① ボイラーの伝熱面積合計 100 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基以上	① ボイラー及び第一種圧力容器の据付年間 50 基以上 ② ボイラー及び第一種圧力容器の整備年間 400 基以上			21,000 円
三 級	① ボイラー製造年間 10 基未満 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基未満 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基未満 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間合計 200 基未満	① ボイラーの伝熱面積合計 100 m <sup>2</sup> 未満 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基未満 ③ 小型ボイラーのみ設置者	① ボイラー及び第一種圧力容器の据付年間 50 基未満 ② ボイラー及び第一種圧力容器の整備年間 400 基未満			15,000 円
賛 助 会 員	① 学識経験者					6,000 円
	② 団 体				1 口	30,000 円
	③ 個 人					10,000 円
	④ その他					
入会金 1,000 円とする。						